

# 資料 6 - 3

## ■ 政令指定都市における障がい者差別の解消の推進に関する条例制定の検討状況

(2018年8月調べ/2019年1月補記)

	条例制定に向けた動き（議会、団体等）	条例制定の必要性	条例制定の可能性
札幌市	・現在、動きはない。	・北海道が条例を制定している。 ・相談件数も増えておらず、仮に調整やあっせんが必要な事例が発生しても、北海道と連携して解決できるため、現時点で、市の条例を制定する必要性は低いと考えている。	・現在、条例制定の可能性はない。
仙台市 さいたま市			
千葉市	・現在、動きはない。	・千葉県では障害者差別解消法に先駆け、平成19年に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を公布し、取組を行っている。このため、市で独自に条例制定をする必要がないと考えている。	・現在、条例制定の可能性はない。
横浜市			
川崎市	・複数の障がい者団体から要望が寄せられ、障害者施策審議会においても一部意見があったが、条例制定よりも具体的な取組の充実が重要であると当面の結論が出されている。	・当面の間、条例制定よりも具体的な取組を充実させていくこととしている。	・障がいを含めた人権全般の人種、性別、性的マイノリティなどを見据えた幅広い条例等の調査を行っているが、今のところ条例制定の予定はない。
相模原市	・障がい者団体から条例制定の要望が出ている。	・相談状況や条例制定のニーズの高まり等、動向を注視しながら、検討していく。	・必要性について検討する予定であり、現時点では、方向性は定まっていない。
新潟市			
静岡市	・現在、動きはない。	・協議会の設置について検討段階のため、条例制定の必要性まで議論はしていない。	・協議会の設置について検討段階のため、条例制定の可能性についても不明。
浜松市	・現在、動きはない。	・本市としては法や国の基本方針等、静岡県で制定された条例を活用しながら取組を進めており、条例の制定は考えていない。	・現在、未定。
名古屋市	平成29年5月～30年5月 条例に関する検討部会開催（計7回） 平成30年 8月 パブリックコメント実施 11月 条例案上程 12月 条例公布 平成31年4月 条例施行	・障害者差別の解消を地域の実情や特色にあわせて進めていくためには、それに合った条例の制定が必要と考える。	・平成31年4月 条例施行
京都市	・現在、動きはない。	・京都府が条例を制定しており、現時点では、必要性は感じていない。	・現在、条例制定の可能性はない。
大阪市	・議会において、必要性を検討するよう意見があった。 ・法に基づく地域協議会の委員からも条例制定を望む意見が出ている。	・必要とするからこそ条例を制定する意義がある。事例の検証を踏まえながら必要性の検討をすべきと考えている。 ・府の条例や他都市の状況を参考に条例の必要性について検討することとしている。	・必要性について検討する予定であり、現時点では、方向性は定まっていない。
堺市	・現在、動きはない。	・事例の検証を踏まえて、必要性の有無について検討をしていくこととしている。	・今後、必要性について検討していくため、現時点では定まっていない。
神戸市	・条例の制定について、障害者施策推進協議会の分科会において議論している。	・分科会において、委員より、市民の障がいに対する理解を深めることが一番重要であるとのご意見をいただいております。障がい者差別の解消に向け、市民フォーラムの開催など障がいに対する理解促進のための周知啓発に取り組んでいるところである。	・法施行3年後の見直しにかかる国の動向や、法施行後の事例の蓄積、法の有する課題を踏まえ、引き続き検討してまいります。
岡山市	・現在、動きはない。	・なし	・なし
広島市	・議会で「障害者差別を解消する施策を推進するための条例制定などを求める決議」が可決されたほか、障がい者団体から条例の制定を求める要望書が提出されている。	・紛争解決等の手段を構築するために条例が必要であると考えている。	・今年度から条例の制定に向けた検討を開始している。
北九州市 福岡市			
熊本市	・現在、動きはない。	・熊本県が「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定済みであり、現時点では法及び同条例に定められている以上の事項について新たに定める必要性及び緊急性はないと考える。	・現在、条例制定の可能性はない。